最終更新日：2021年6月30日
レンゴー株式会社
代表取締役社長兼COO　川本　洋祐
問合せ先：06-6223-2371　総務部
証券コード：3941
https://www.rengo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、パッケージングを通じた社会的課題の解決を念頭に、社会の確固たる信用と信頼に足る企業でありつづけるために、迅速かつ正確な情報開示に努め、健全で透明性の高い経営を目指しています。「真理は現場にある」という基本理念のもと、権限の委譲、意思決定の迅速化を図りながら、現在の取締役・監査役制度をより一層強化することで、コーポレートガバナンスをさらに充実させていきたいと考えています。

〈基本方針〉
(1) 株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な確保のため法令に従い適切に対応するとともに、全ての株主が権利を適切に行使できるよう、環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでいきます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努め、グローバルな企業市民として、より良い社会、持続可能な社会の実現に向けても積極的に働きかける存在として、さらなる努力をつづけていきます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、法令等に基づき、四半期ごとに会社の財政状態、経営成績等の財務情報を開示するとともに、非財務情報についても、ホームページへの掲載やニュースリリースなどによるマスメディアへの情報発信等を通じ、適時適切に開示し、企業経営の透明性の確保と説明責任を果たしていきます。

(4) 取締役会等の責務
当社は、取締役会において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効性確保に努めていきます。

(5) 株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話を重視していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築および強化等の観点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合は、当該取引先等の株式を取得し保有することができるものとしています。全ての政策保有株式について、中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点などの保有効果等を検証し、取締役会に報告しています。
なお、検証の過程で保有を継続する意義が失われていると判断される株式については、縮減の対象としたうえで、当該株式の保有に伴う便益やリスクが株主資本コストに見合っているか等を精査し、保有の適否を判断します。
政策保有株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに投資先の株主共同の利益に資するものか否かなどを総合的に判断し、適切に行使しています。また、必要に応じ提案内容について投資先に対話を求めます。
コーポレートガバナンス・コードの精神を踏まえ、引き続き政策保有株式についての対応の検討を行っていきます。

【原則1－7】
当社は、取締役・執行役員の利益相反取引・競業取引について、法令等に従い、取締役会の承認を得て実施し、その結果を取締役会に報告しています。

【原則2－6】
当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用リスクを勘案しつつ、必要とされる運用収益を長期的に確保すべく、年金資産を運用しています。
そのため、財務部門、人事部門、コンプライアンス部門から適切な人材を委員に任命し、資産運用委員会を設置しています。
資産運用委員会は、年金資産の運用状況を定期的に確認するとともに、運用機関との協議を密に行い、中長期的観点から政策的資産構成割合を作成し、必要に応じて見直します。また、運用実績、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等、運用機関を総合的に評価します。
その内容は、経営幹部会、取締役会に報告するとともに、従業員へ周知しています。

【原則3－1】
(i) 当社は、経営理念や経営戦略については、ホームページ、アニュアルレポート、決算説明会資料等に開示しています。なお、経営計画については経営戦略と一体化したものと考えており、別途策定はしていません。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv) 当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、実効的なコーポレートガバナンスの実現・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、豊富な経験・高い見識・高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会の諮問機関である指名委員会の審議を経て、取締役会において十分に審議のうえ指名しています。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て指名しています。
経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と考えられる場合には、取締役会の諮問機関である指名委員会の審議を経て、取締役会において十分に審議のうえ決議します。なお、取締役・監査役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従って行います。

(v) 当社は、経営陣幹部の選解任については、取締役会の諮問機関である指名委員会の審議を経て、取締役会において十分に審議のうえ決議し、その理由を適切に説明します。また、取締役・監査役候補者の指名を行う際の個人別略歴および選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4－1①】
当社は、法令および定款に定められた事項のほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」に定めています。それ以外の業務執行およびその決定については、決裁権限を定めた「決裁基準」に基づき、経営幹部会、業務執行取締役等に権限を委任しています。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の独立性は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないことを要件としています。さらに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定しています。

【補充原則4－11①】
当社は、定款で定める員数の範囲内で、取締役会を構成しています。
取締役の指名については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断するとともに、監督の実効性および実質的な議論を確保するため、取締役会全体としてのバランスおよび多様性も考慮して指名しています。
また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないことを要件として指名しています。

【補充原則4－11②】
当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めています。本報告書の更新日時点における他の上場会社等の役員の兼任状況は、以下に記載のとおりです。

取締役　前田　盛明：株式会社石川製作所 社外取締役
取締役　佐藤　義雄：住友生命保険相互会社 取締役、パナソニック株式会社 社外監査役、
サカタインクス株式会社 社外監査役
取締役　奥　正之：中外製薬株式会社 社外取締役、株式会社ロイヤルホテル 社外取締役、
株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役、
東亜銀行有限公司 非常勤取締役
監査役　石井　淳蔵：阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役　辻本　健二：株式会社ハークスレイ 社外監査役
監査役　常陰　均：南海電気鉄道株式会社 社外取締役

【補充原則4－11③】
当社は、取締役の自己評価等の実施を通じ、取締役会の機能向上に努めています。2021年2月に社外役員を含む取締役・監査役にアンケート（自己評価）を実施し、その分析結果を取締役会へ報告しました。アンケートの結果、取締役会の実効性は、引き続き全体として確保されていることを確認しました。他方、取締役・監査役から取締役会の構成、役割、運営について、さらなる改善に向けて建設的な意見・提案が示され、課題認識を共有しました。
今後も、取締役会の実効性についての分析・評価を定期的に実施することにより、継続的に取締役会の機能向上に努めていきます。

【補充原則4－14②】
当社は、新任の取締役・監査役向けに、必要な知識の習得・役割と責務の理解を目的として、研修を実施しています。
また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割・責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を習得するための機会の提供、あっせん、費用の支援を行っています。

【原則5－1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させていくことが重要と認識しており、株主との対話（面談）の対応部門としてIR部門を設置し、担当取締役を選任しています。また、コーポレート部門を統轄する取締役がIR活動に関連する部門を指揮し、有機的な連携を図っています。
代表者が出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、その内容を速やかにホームページに開示しています。また、随時、施設見学会やスモールミーティング等を実施しています。
株主との対話において把握した意見は、IR担当取締役が必要に応じ、取締役会や経営幹部会に報告しています。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	43,474,800	17.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	25,966,300	10.44
株式会社三井住友銀行	9,562,844	3.84
住友生命保険相互会社	6,875,500	2.76
農林中央金庫	5,965,929	2.40
住友商事株式会社	4,000,000	1.60
レンゴー社員持株会	3,773,153	1.51
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,625,556	1.45
株式会社ヤクルト本社	3,326,000	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	3,305,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

この他、当社保有の自己株式22,481,185株(8.29%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤義雄	他の会社の出身者								○			
奥正之	他の会社の出身者					△						
坂井信也	他の会社の出身者											
玉岡かおる	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

佐藤義雄	○	住友生命保険相互会社取締役 佐藤義雄氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、住友生命保険相互会社の業務執行者であります。当社は同社との間で資金の借入れ等の取引を行っており、2021年3月31日現在における当社の同社からの借入残高は約80億円(当社借入金残高に対する比率約4.2%)であります。また、同社の当社に対する議決権比率は2.7%であり、当社の主要株主には該当しておりません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員に選任しております。
奥正之	○	奥正之氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員でありましたが、2017年6月に退任しております。当社は株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社三井住友銀行との間で資金の借入れ等の取引を行っております。2021年3月31日現在における当社の同行からの借入残高は約195億円(当社借入金残高に対する比率約10.2%)であります。また、同行の当社に対する議決権比率は3.8%であり、当社の主要株主には該当しておりません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、社外取締役をお願いしております。 株式会社三井住友銀行は当社の主要な取引先でありますが、当社は複数の大手金融機関と取引を行っており、同行からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、奥正之氏は同行を2011年4月に退任されております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員に選任しております。
坂井信也	○	該当事項ありません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員に選任しております。
玉岡かおる	○	該当事項ありません。	作家として活動される一方、大学教授として教育の現場に立たれるとともに、数多くの公的機関の要職を歴任するなど、幅広い分野で活動されており、その高い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、社外取締役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役等の選解任および報酬の決定に社外取締役の適切な関与・助言を得て、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する指名委員会および報酬委員会を設置しています。
指名委員会では取締役の選解任等に関する事項について、報酬委員会では取締役等の報酬に関する事項について審議を行っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会と内部監査部門等が連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井淳蔵	学者													
辻本健二	その他													
常陰均	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井淳蔵	○	該当事項ありません。	神戸大学名誉教授であり、流通科学大学学長等を歴任され、経営学に関する深い知識と見識に基づき、取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しますので、独立役員として選任しております。
辻本健二	○	該当事項ありません。	生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験に基づき、取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

常陰均	○	常陰均氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の役員でありましたが、2021年6月に退任しております。 当社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の完全子会社である三井住友信託銀行株式会社との間で資金の借入れ等の取引を行っており、2021年3月31日現在における当社の同行からの借入残高は約67億円(当社借入金残高に対する比率約3.5%)であります。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを与えるため、中長期的な業績に連動する報酬制度を採用しています。また、自社株報酬を実施し、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定するとともに、役員持株会への加入など自社株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を行っています。
なお、中長期的な業績・企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、報酬水準や報酬形態等につき定期的に見直しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告において、社内取締役および社外取締役の別に各々の報酬の種類別総額を開示しております。
また、有価証券報告書において、報酬の総額が1億円以上である取締役について個別の開示を行っております。
2021年3月期における取締役の報酬等の額は、取締役18名に対して909百万円(うち社外取締役3名に対して47百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を次のとおり定めております。

1.基本方針
当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額(株式報酬制度における報酬等の額を含む)の範囲内で、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案して決定する。なお、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等(賞与)および非金銭報酬等(株式報酬)により構成し、社外取締役の報酬は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとする。

2．基本報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針
基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、その額は、兼務する執行役員の役位に応じて決定する。

3．業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は、金銭による賞与とし、その額は、事業年度の業績（主として営業利益、経常利益）などを考慮して、兼務する執行役員の役位に応じて決定する。支給する場合、当該事業年度の終了後の一定の時期に支給する。

4．非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬は、株式交付信託による株式報酬とし、交付する株式数は、株主総会で承認された当社が拠出する金銭の上限額および対象取締役に付与されるポイント総数の上限数の範囲内で、兼務する執行役員の役位に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式数とする。交付の時期は、対象取締役の退任（引き続き執行役員を継続する場合は執行役員の退任）後の一定の時期とする。

5．基本報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、前記各方針に基づいて決定する。

6．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問機関である報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議に基づき決定する。

7．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
非金銭報酬としての株式交付信託による株式報酬においては、当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する者については、取締役会の決議により、その該当した時点において、それまでに付与されていたポイントの全部または一部は失効するものとし、失効するポイントに相当する株式数は交付しない。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役・社外監査役が、その役割・責務を実効的に果たすために求める情報は、適宜提供しています。
社外取締役は、必要に応じて各部門が支援し、社外監査役は、監査役の職務を補助する監査役室を置き専任者が支援しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

当社は、相談役制度に関して社内規程を定めており、取締役会決議に基づき相談役の委嘱を行うことができますが、現在、相談役はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役設置会社として、取締役の任期を1年とし、社外取締役を選任するとともに、社外監査役を含めた監査役による監査体制により、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図っています。監査役監査は、常勤監査役2名および社外監査役3名が取締役の職務執行ならびに当社および子会社の業務や財政状況を監査しています。なお、監査役の機能強化に関する取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」を参照ください。現状の体制の概要は下記のとおりです。
(1) 取締役会の一層の活性化を図り、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行うため、取締役の員数を削減するとともに、経営の意思決定・監督機能および業務執行機能の強化を目的として、2007年4月1日より執行役員制度を導入しています。
(2) 取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会（常勤の役員が出席）、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行っています。
(3) 常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席しています。
(4) 監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役会長、代表取締役社長と定期的な意見交換を実施しています。
(5) 会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しています。同監査法人および当社監査を執行した業務執行社員と当社との間には、特別な利害を有する事項はありません。
期末のみならず期中においても、本社・各事業所・連結子会社において定期的に会計監査を受けています。監査を受けた事業所・連結子会社は、内部監査と同様に、指摘事項および発生原因、今後の対策等につき、速やかに監査部管掌役員宛に報告書を提出しています。
2021年3月期において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員武久善栄、城戸達哉および中村武浩の3氏であり、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士19名およびその他25名です。
⑹ 財務に関する情報の適正性を確保するための体制を構築するため、2008年4月1日付で監査部を新設しました。
⑺ 2019年12月17日付で、指名・報酬に係る取締役会の機能の独立制・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しました。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、パッケージングを通じた社会的課題の解決を念頭に、社会の確固たる信用と信頼に足る企業でありつづけるために、迅速かつ正確な情報開示に努め、健全で透明性の高い経営を目指しています。「真理は現場にある」という基本理念のもと、権限の委譲、意思決定の迅速化を図りながら、現在の取締役・監査役制度をより一層強化することで、コーポレートガバナンスをさらに充実させていきたいと考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会25日前に発送しています。(2021年)
電磁的方法による議決権の行使	2011年６月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2011年６月開催の定時株主総会から株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2017年６月に情報開示基本方針を制定し、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期決算・本決算において、決算説明会を実施し、同説明会において、代表者が経営方針等を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、アニュアルレポート、決算説明会資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務・IR部（専属担当者２名）にてIR活動を実施しています。	
その他	定期的にアナリスト、機関投資家向けに当社施設見学会を実施しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ経営理念にて規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、毎年「サステナビリティレポート」において活動状況を開示しています。当社グループは、板紙・段ボール業界のリーディングカンパニーとして、CSR委員会のもとに設置された５つの委員会（倫理・環境・安全衛生・CS（顧客満足）・広報）を中心に、全てのステークホルダーの皆様の信頼に応えられる企業集団を目指し、コンプライアンスのさらなる徹底と企業価値の向上を図るための活動を積極的に推進してまいりました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した「会社法における内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

［会社法における内部統制システム構築］
1．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
① 取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。
(1) 株主総会議事録
(2) 取締役会議事録
(3) 経営幹部会資料
(4) 計算書類
(5) その他取締役会が決定する文書
② 前項に掲げる文書の保存部門、保存および管理の方法等は、社内規程に定める。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
① 経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、代表取締役会長を委員長とするＣＳＲ委員会を設置する。
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびＣＳＲ委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、ＣＳ（顧客満足）、広報の５つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社的状況の監視を行うものとする。
② 取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役および各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
① 取締役会以外に、原則として、毎月１回以上、経営幹部会、社内役員会（常勤の役員が出席）、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。
② 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

4．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
① 役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動する」ことなどを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。
② ＣＳＲ委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。
③ 法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度（名称：企業倫理ヘルプライン）の、さらなる充実と従業員への周知を図る。
④ 取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
① 当社のグループ会社の、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。
② グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。
③ 当社のグループ会社の取締役等は、意思決定、その他職務権限に関する基準に基づき、効率的な職務の執行を行う。
④ 当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。
⑤ 業務の適正を確保するため、当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
① 監査役会の下に、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
② 監査役室所属の従業員は専任とし、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。
③ 監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
① 常勤の監査役のうち１名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。
② 取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。
③ 取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
④ 当社のグループ会社の役員および従業員は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。
⑤ 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について
① 監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役会長、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。
② 内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。
③ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．反社会的勢力排除に向けた体制について
反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1．「9．反社会的勢力排除に向けた体制について」に記載のとおりであります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社を取り巻く経営環境や市場環境等が変化してきたことなどから、2019年6月20日開催の定時株主総会の終結の時をもって「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を廃止しました。
なお、当社は、買収防衛策の有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、当社は、買収防衛策廃止後も、大規模買付行為を行おうとする者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示体制の概要）
当社は、投資家に適時・適切な会社情報の開示を行うため、以下のとおりに適時開示すべき情報を取り扱っています。

（1）適時開示対象か否かの判断は、広報部が総務部、経理部、経営企画部、財務・IR部、当該案件担当部署と連携して行います。

（2）適時情報開示に該当すると判断した場合は、代表取締役社長、情報開示責任者の確認・承認後、総務部が速やかに情報を開示します。

以上の流れの概略図は別紙のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



